

保健医療部

No. 28

制度名	小児救急医療拠点病院運営費補助	主管課名 医療政策課 医療整備 G 問合せ先 029-301-3186										
目的・趣旨	休日及び夜間における入院治療を必要とする小児重症救急患者の医療の確保											
〔対象団体〕 小児救急医療拠点病院の運営事業を支援する市町村												
〔対象事業〕 小児救急医療拠点病院の運営事業に対し市町村が補助する事業												
〔補助要件等〕 ○小児救急医療拠点病院は、小児救急医療に係る休日・夜間の診療体制を整え、原則として初期救急医療機関からの転送患者を受け入れるものとし、その整備基準は次のとおりとする。 (1) 常勤の小児科医師が 1 名以上配置され、小児重症救急患者の第二次救急診療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。 (2) 病院の診療体制は、休日夜間に通常の当直体制の外に小児重症救急患者の受入れに対応できる小児科医師等の医療従事者を確保するものとする。												
〔対象経費〕 小児救急医療拠点病院の運営に必要な給与費、報償費												
〔補助限度額等〕 補助基準額休日及び準夜に 5 時間以上の診療を実施 22,120 円 × 診療日数												
〔経費負担割合〕												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日昼間及び準夜</td> <td>—</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			区分	国	県	市町村	その他	休日昼間及び準夜	—	1/2	1/2	—
区分	国	県	市町村	その他								
休日昼間及び準夜	—	1/2	1/2	—								
〔4年度当初予算額〕 5,397 千円		〔4年度補助対象団体〕 日立市										
〔備考〕												